

○大区画化等加速化支援事業の概要について

宮城県大区画化等推進協議会



## 大区画化等推進協議会設立に向けた経緯について

### 1 大区画化等加速化支援事業について

令和6年6月の食料・農業・農村基本法改正を受け、昨年4月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画で、令和7年度から11年度までの初動5年間に農業構造転換集中対策期間と位置づけ、食料安全保障の確保や農業生産基盤の強化等を図るため、農村整備分野ではコストの徹底的な低減に向けた「農地の大区画化等」を集中的かつ計画的に推進することが示された。

しかし、農地の大区画化については、現行の事業量の多くを占める県営ほ場整備事業の大幅なペースアップを図ることは難しい状況にあることから、国では、農業構造転換集中対策期間に限った措置として、令和7年度補正予算において、農業者等が自ら行う簡易な基盤整備を支援する大区画化等加速化支援事業を創設した。

### 2 大区画化等推進協議会について

大区画化等加速化支援事業交付金交付要綱では、本事業における交付事業者は、各県に設置する大区画化等推進協議会（以下「協議会」という。）の長と定めており、また、協議会の必須構成員は、県、県土地改良事業団体連合会、事業実施農地の存する（見込みの）市町村、構成員は、農地中間管理機構、農業者団体、農業法人協会、農業法人等のうちから事業内容や県の実情に応じて選定することとされた。

このことから、本県のほ場整備の実施状況等を踏まえ、以下の構成員により協議会を設立することで、これまで関係機関と調整を進めてきたところである。

#### ■構成員

宮城県農政部農村整備課  
宮城県土地改良事業団体連合会  
一般社団法人 宮城県農業会議  
公益社団法人 みやぎ農業振興公社

※ 本協議会設立後において、本事業の対象となる農地の存する市町村を協議会構成員として加える。

3 宮城県大区画化等推進協議会設立承認日 令和8年3月25日

# 大区画化等加速化支援事業

令和8年度予算概算決定額 500百万円 (前年度 - )  
〔令和7年度補正予算額 2,500百万円〕

## ＜対策のポイント＞

食料・農業・農村基本計画に基づき、初動5年間で農業構造転換を推進し、生産性の向上を図るため、法人等の農業者が自ら行う畦畔除去等の簡易整備による農地の大区画化等の取組を支援します。

## ＜事業目標＞

- 水田の基盤整備 (約9万ha)のうち、1ha以上の大区画化 (約6万ha [令和11年度まで])
- 基盤整備完了地区における事業実施前後での農業法人の経営農地面積の増加率 (1.5倍以上 [令和11年度まで])

## ＜事業の内容＞

1. 農地の区画拡大や省力化整備に係る基盤整備  
畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等の簡易な基盤整備を定額で支援します。  
【定額上限】区画拡大 7万円/10a、畦畔除去 4万円/100m、暗渠排水 18万円/10a 等  
※担い手に集約化 (面的集積) する場合、定額上限を1.2倍まで引上げ。  
1ha以上に大区画化する場合、定額上限を1.32倍まで引上げ。

## 2. 調査・調整活動等に係るソフト事業

権利関係、農家意向、農地集積等に関する調査・調整活動等に要する経費を定額で支援します。

【定額上限】300万円/地区

## 3. 大区画化等推進協議会の事務費

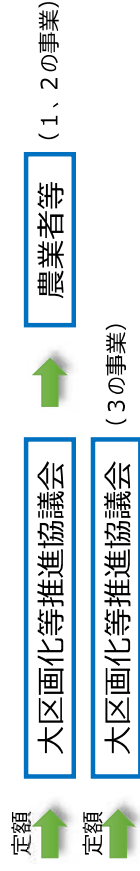
大区画化等推進協議会の事務費を定額で支援します。

【定額上限】2,000万円/協議会

【実施区域】 農振農用地区域のうち地域計画の策定区域等

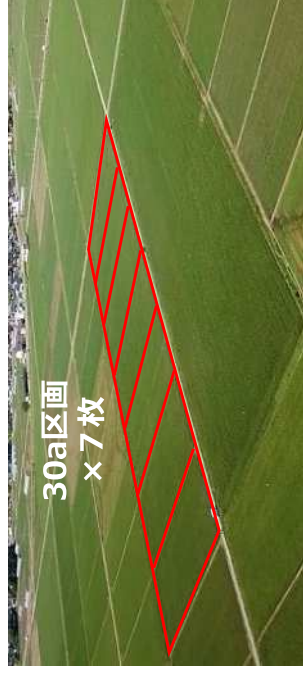
【実施要件】 農地の区画拡大を実施すること

## ＜事業の流れ＞



## ＜事業イメージ＞

法人等の農業者が自ら施工可能な簡易な整備によって、機動的に農地の区画拡大を実施し、併せて担い手への農地集積や更なる大区画化・省力化を図ることで、競争力ある農業の実現に寄与します。



簡易な基盤整備により区画拡大



※大区画化等推進協議会：各都道府県に1つずつ設置し、農業者への技術指導、交付事務等を実施。

【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課

(03-6744-2208)

# 基盤整備の主な支援メニュー

主な事業種類	条件	助成単価【主なもの】			備考
		1. 通常	2. 集約化する場合	3. 大区画化する場合	
農用地の 区画拡大	高低差10cm超 表土扱い有	27万5千円/10a (46万5千円/10a)	33万円/10a (55万5千円/10a)	36万円/10a (61万円/10a)	（）は水路変更（管 水路化等）を伴う場合
	高低差10cm以下 表土扱い無	7万円/10a (25万5千円/10a)	8万円/10a (30万5千円/10a)	9万円/10a (33万5千円/10a)	
	畦畔除去のみ	4万円/100m	4万5千円/100m	5万円/100m	
暗渠排水	バックホウ工法	22万5千円/10a	27万円/10a	29万5千円/10a	助成単価の加算 ○地下かんがい導入 + 4万円/10a ○実施設計(外注) + 2万円/10a
	トレンチャ工法	18万円/10a	21万5千円/10a	23万5千円/10a	
湧水処理	表土扱い有	24万円/100m	28万5千円/100m	31万5千円/100m	
末端畑地 かんがい施設		21万5千円/10a (35万円/10a)	25万5千円/10a (42万円/10a)	28万円/10a (46万円/10a)	（）は樹園地の場合
	客土	27万5千円/10a	33万円/10a	36万円/10a	
除礫	深度30cm以上	25万円/10a	30万円/10a	33万円/10a	

区画拡大前



畦畔除去



区画拡大後



# 大区画化等加速化支援事業の概要

## (令和8年度版)

1. 事業概要
  - ① ハード事業 .....P1
  - ② ソフト事業 .....P1
2. ハードメニューの詳細 .....P2
3. 事業申請の流れ .....P5
4. お問い合わせ先 .....P5

農村振興局整備部農地資源課  
経営体育成基盤整備推進室

# 1. 事業概要

大区画化等加速化支援事業では、食料・農業・農村基本計画に基づき、初動5年間で農業構造転換を推進し、生産性の向上を図るため、法人等の農業者が自ら行う畦畔除去等の簡易整備による農地の大区画化等の取組を支援します。

**事業実施主体** 農業者等

## 実施要件

- ハード事業の実施区域は農振農用地のうち地域計画を策定した区域※1であること。
- 農用地の区画拡大を実施すること。

※1 生産緑地等の例外有

## ① ハード事業

### 支援の例



畦畔除去



用水路更新



客土

### 支援メニュー

- 農用地の区画拡大
- 暗渠排水
- 湧水処理
- 末端畑地かんがい施設
- 客土
- 除礫
- 更新整備（用排水路、農作業道、畦畔、排水口等）
- 病害虫対策（反転耕、混層耕、堆肥施用、明渠排水）

### 助成額

定額（10a当たり27.5万円等、工種や対象の面積、延長に応じて助成額は異なる。）

## ② ソフト事業（条件改善推進費）

権利関係等の調査・調整等を定額で支援し、事業実施に係る農業者の皆さんの費用負担を軽減します。

### 支援の例



土地利用調整



デジタルマップ策定



直播栽培導入

### 事業内容

- 権利関係（水利権等）、農家意向、農地集積、基盤整備、水利用高度化推進等に関する調査・調整活動
- ハード事業の実施に当たって必要となる実施計画の策定及び実施計画の策定に必要な調査、測量、設計、関連計画の策定
- 農家を対象とした勉強会・研究会の実施や専門技術者の育成、農業機械リース等、先進的省力化技術の導入に当たって必要となる支援

### 助成額

定額（単年度当たり300万円迄）

## 2. ハードメニューの詳細

事業種類	事業内容	助成額			活用のイメージ
		通常	集約化する 場合	大区画化する 場合	
1. 農用地の区画拡大					
ア 水路変更 なし	畦畔除去、水路変更、均平作業 等による区画拡大を支援  ●ほ場の高低差が10cmを超え、かつ、表土扱いを行う場合：	27.5万円/10a 【20万円/10a】	33万円/10a 【24万円/10a】	36万円/10a 【26万円/10a】	 区画拡大
	●ほ場の高低差が10cm以下、かつ、表土扱いを行う場合：	25.5万円/10a 【18.5万円/10a】	30.5万円/10a 【22万円/10a】	33.5万円/10a 【24万円/10a】	 区画拡大
	●ほ場の高低差が10cm以下、かつ、表土扱いを行わない場合：	7万円/10a 【6万円/10a】	8万円/10a 【7万円/10a】	9万円/10a 【7.5万円/10a】	 区画拡大
	●畦畔除去のみの場合：	4万円/100m 【4万円/100m】	4.5万円/100m 【4.5万円/100m】	5万円/100m 【5万円/100m】	 区画拡大
	●緩傾斜化を行う場合：	11万円/10a 【7.5万円/10a】	13万円/10a 【9万円/10a】	14.5万円/10a 【9.5万円/10a】	 区画拡大
イ 水路変更 あり	水路の変更（管水路化等）を伴って行う畦畔除去、均平作業、勾配修正等による区画拡大  ●ほ場の高低差が10cmを超え、かつ、表土扱いを行う場合：	46.5万円/10a 【33万円/10a】	55.5万円/10a 【39.5万円/10a】	61万円/10a 【43.5万円/10a】	 畦畔除去
	●ほ場の高低差が10cm以下、かつ、表土扱いを行う場合：	44.5万円/10a 【32.5万円/10a】	53万円/10a 【39万円/10a】	58.5万円/10a 【42.5万円/10a】	 畦畔除去
	●ほ場の高低差が10cm以下、かつ、表土扱いを行わない場合：	25.5万円/10a 【18.5万円/10a】	30.5万円/10a 【22万円/10a】	33.5万円/10a 【24万円/10a】	 畦畔除去
2. 暗渠排水	吸水渠（本暗渠管）の間隔が10m以下の暗渠排水の新設  ●バックホウ施工、かつ、表土扱いを行う場合：	22.5万円/10a 【16.5万円/10a】	27万円/10a 【19.5万円/10a】	29.5万円/10a 【21.5万円/10a】	 暗渠排水
	●バックホウ施工、かつ、表土扱いを行わない場合：	22万円/10a 【16万円/10a】	26万円/10a 【19万円/10a】	29万円/10a 【21万円/10a】	 暗渠排水
	●トレンチャ施工、かつ、表土扱いを行わない場合：	18万円/10a 【13.5万円/10a】	21.5万円/10a 【16万円/10a】	23.5万円/10a 【17.5万円/10a】	 暗渠排水

※ 【】は施工の全てを農業者の自力施工で実施する場合の助成額です。

※ 集約とは、同一の担い手の経営等農用地が畦畔等で接続され、1 ha以上の団地になっているものをいいます。

※ 大区画とは、本事業で区画拡大を行い、事業後に1枚の農用地の面積が1 ha以上であるものをいいます。

事業種類	事業内容	助成額			活用のイメージ
		通常	集約化する 場合	大区画化する 場合	
3. 湧水処理	湧水処理のための暗渠管等の新設 <ul style="list-style-type: none"> <li>表土扱いを行う場合：</li> <li>表土扱いを行わない場合：</li> </ul>	24万円/100m 【17万円/100m】  23万円/100m 【16.5万円/100m】	28.5万円/100m 【20万円/100m】  27.5万円/100m 【19.5万円/100m】	31.5万円/100m 【22万円/100m】  30万円/100m 【21.5万円/100m】	 湧水処理
4. 末端畑地かんがい施設	末端畑地かんがい施設の新設、廃止又は変更 <ul style="list-style-type: none"> <li>樹園地の場合：</li> <li>樹園地以外の畑地の場合：</li> <li>ほ場外からの接続管：</li> <li>給水栓設置のみ：</li> </ul>	35万円/10a 【24.5万円/10a】  21.5万円/10a 【15万円/10a】  7万円/10m 【5万円/10m】  2.5万円/箇所 【2万円/箇所】	42万円/10a 【29万円/10a】  25.5万円/10a 【18万円/10a】  8万円/10m 【6万円/10m】  3万円/箇所 【2万円/箇所】	46万円/10a 【32万円/10a】  28万円/10a 【19.5万円/10a】  9万円/10m 【6.5万円/10m】  3万円/箇所 【2.5万円/箇所】	 畑地かんがい
5. 客土	耕土深15cm以下の農用地を対象に、層厚10cm以上の客土	27.5万円/10a 【19万円/10a】	33万円/10a 【22.5万円/10a】	36万円/10a 【25万円/10a】	 客土
6. 除礫	30mm以上の石礫を5%以上含む農用地を対象に、深度30cm以上の除礫	25万円/10a 【17万円/10a】	30万円/10a 【20万円/10a】	33万円/10a 【22万円/10a】	 除礫
7. 更新整備	更新する必要がある用水路等の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>用水路の場合： 土水路からW300H300以上のコンクリート用水路への更新</li> <li>排水路の場合： 土水路からW500H500以上のコンクリート排水路への更新</li> <li>農作業道の場合： 未舗装道から幅4m以上の舗装道への更新</li> <li>畦畔の場合： 畦畔の更新</li> <li>排水口の場合： 排水口への柵の据付</li> </ul>	15万円/10m 【10.5万円/10m】  28万円/10m 【20.5万円/10m】  12.5万円/10m 【8.5万円/10m】  16万円/100m 【11万円/100m】  5万円/箇所 【3.5万円/箇所】	18万円/10m 【12.5万円/10m】  33.5万円/10m 【24.5万円/10m】  15万円/10m 【10万円/10m】  19万円/100m 【13万円/100m】  6万円/箇所 【4万円/箇所】	19.5万円/10m 【13.5万円/10m】  36.5万円/10m 【27万円/10m】  16.5万円/10m 【11万円/10m】  21万円/100m 【14.5万円/100m】  6.5万円/箇所 【4.5万円/箇所】	 用水路   排水路   農作業道   畦畔整備   排水口整備

※ 【】は施工の全てを農業者の自力施工で実施する場合の助成額です。

※ 集約とは、同一の担い手の経営等農用地が畦畔等で接続され、1 ha以上の団地になっているものをいいます。

※ 大区画とは、本事業で区画拡大を行い、事業後に1枚の農用地の面積が1 ha以上であるものをいいます。

事業種類	事業内容	助成額			活用のイメージ
		通常	集約化する場合	大区画化する場合	
8. 畑作転換工	農用地の周囲における排水溝の新設や、水田土壌から小麦・大豆の作付けに適した酸度に調整				 額縁排水溝  酸度矯正
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●額縁排水溝の場合：</li> <li>●酸度矯正の場合：</li> </ul>	1.5万円/100m 【1万円/100m】  0.5万円/10a 【0.5万円/10a】	1.5万円/100m 【1万円/100m】  0.5万円/10a 【0.5万円/10a】	1.5万円/100m 【1万円/100m】  0.5万円/10a 【0.5万円/10a】	
9. 病虫害対策	病虫害発生又はまん延のおそれのある農用地における病虫害対策		/	/	 反転耕   堆肥施用
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●反転耕（バックホウ） 50 cm以上：</li> </ul>	30万円/10a 【22万円/10a】			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●混層耕（トラクタ、プラウ） 耕起深60 cm以上：</li> </ul>	2.5万円/10a 【1.5万円/10a】			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●堆肥施用 （トラクタ、スプレッダ）</li> </ul>	3.5万円/10a 【2万円/10a】			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●明渠排水（バックホウ）：</li> </ul>	1.5万円/100m 【1万円/100m】			

※ 【】は施工の全てを農業者の自力施工で実施する場合の助成額です。

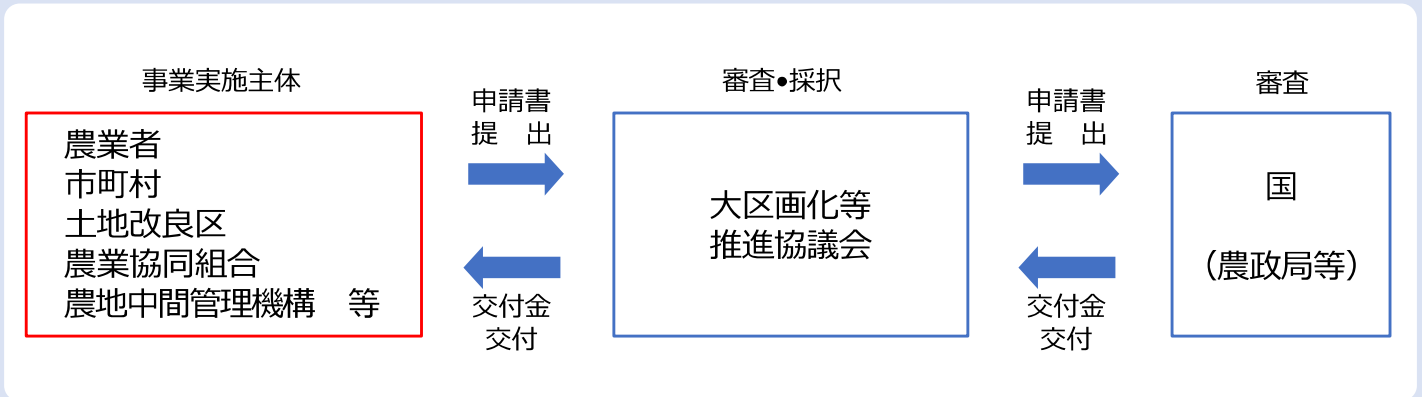
※ 集約とは、同一の担い手の経営等農用地が畦畔等で接続され、1 ha以上の団地になっているものをいいます。

※ 大区画とは、本事業で区画拡大を行い、事業後に1枚の農用地の面積が1 ha以上であるものをいいます。

### 3. 事業申請の流れ

大区画化等加速化支援事業では、以下の流れで支援を行っています。詳しい申請手続きは、下記の連絡先へお問い合わせください。

#### ○ 支援の流れ



### 4. お問い合わせ先

#### 大区画化等推進協議会（事業の実施に関するお問い合わせ先）

宮城県	仙台市青葉区上杉二丁目2番8号	022-263-5816
-----	-----------------	--------------

#### 農政局・農林水産省（制度の詳細に関するお問い合わせ先）

東北農政局農村振興部農地整備課 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)	022-221-6291
--	--------------

#### （事業全般について）

農林水産省農村振興局整備部農地資源課 経営体育成基盤整備推進室	03-6744-2208
------------------------------------	--------------

# 簡易な自力施工で生産性の向上を支援します！ ～地域の農地をもっと「使いやすく」「働きやすく」～

「大区画化等加速化支援事業」の実施にあたり、要望量を把握するための意向調査を行います。



お手持ちのスマートフォンでQRコードを読み取って要望量調査サイトへアクセスし、ご回答をお願いいたします。

※裏面のアンケート用紙を下記提出先までFAXで送付していただいても構いません。



## アンケートの内容

畦畔除去により区画拡大したい農地の整備量



## 随時受付

令和10年3月末まで



## お問い合わせ・FAXの提出先

宮城県大区画化等推進協議会 事務局  
宮城県土地改良事業団体連合会（水土里ネットみやぎ）

技術部 阿部、鈴木

TEL 022-263-5816

FAX 022-263-5796

受付時間 平日 9:00～12:00 / 13:00～16:00

※最新の情報等については、今後HPに掲載いたしますので、随時ご覧下さい。  
アンケートにお答え頂いた方には、後日協議会事務局からご連絡いたします。

みなさまのご協力、よろしくお願いいたします。

# 区画拡大に関する要望量調査

Q1. 御社の社名（個人の方はお名前）を教えてください。

（回答例）〇〇農事組合法人、宮城太郎 など

Q1

Q2. 経営面積（h a）を教えてください。

Q2

h a

Q3. 区画拡大を希望する農地が所在している市町村を教えてください。

Q3

Q4. 今後、畦畔除去により区画を拡大したい農地の面積（h a）を教えてください。

Q4

h a

※Q2でご回答いただいた経営面積以下になるようにしてください。

Q5. Q4で回答いただいた農地のうち、区画拡大後に1 h a以上としたい農地の面積（h a）を教えてください。

Q5

h a

※Q4でご回答いただいた農地面積以下になるようにしてください。

Q6. 区画拡大等を行う工法について○をつけてください。（複数回答可）

Q6

畦畔除去のみ ・ 高低差 10cm 未満の均平あり  
高低差 10cm 以上の均平あり ・ 現段階ではわからない

（スマートフォンでは✓マーク）

Q7. 区画拡大工事を実施したい年度を教えてください。令和9年度から11年度の中からお選びください。（複数回答可）

Q7

年度

（スマートフォンでは✓マーク）

Q8. 区画拡大と併せて行いたい整備に○をつけてください。（複数回答可）

暗渠排水 ・ 湧水処理 ・ 末端畑地かんがい施設 ・ 客土 ・ 除礫

更新整備（用排水路、農作業道、畦畔、排水口等） ・ 病虫害対策（反転耕、混層耕、堆肥施用、明渠排水）

その他： \_\_\_\_\_

Q9. 区画拡大を施工する場合の方法について該当するものに○をつけてください。（複数回答可）

外注施工 ・ 農業者による自力施工 ・ 外注施工+農業者による自力施工

その他： \_\_\_\_\_

Q10. 連絡先をご回答ください。（電話番号、メールアドレス）

電話番号： \_\_\_\_\_

FAX 番号： \_\_\_\_\_

メールアドレス： \_\_\_\_\_